

大規模小売店舗立地法の特例区域の指定について、住民説明会を行います。



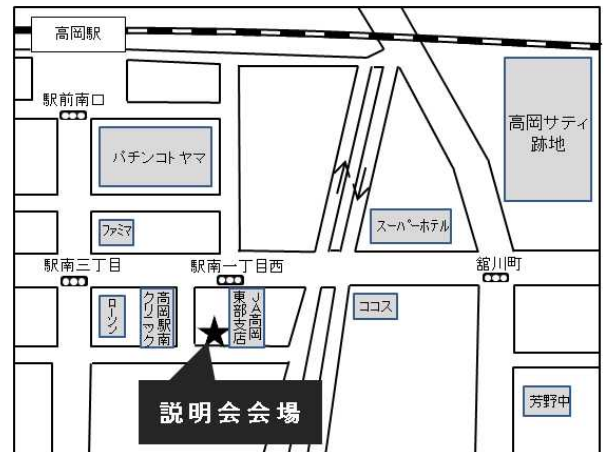
富山県では、「大規模小売店舗立地法 1」の「特例区域 2」を指定するにあたり、住民のみなさんのご意見を伺うことを目的として、次のとおり住民説明会を開催します。

**開催日時：平成23年3月23日(水)
午後7時から**

**会場：高岡市東部公民館
高岡市駅南3丁目1-30**

ご予約は不要です。どなたでもご自由にご参加できます。

駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用ください。



1) 大規模小売店舗立地法とは

大規模小売店舗（店舗面積 1,000 m²を超える小売店舗）の設置者に対して交通渋滞、騒音、廃棄物など、周辺住民の良好な生活環境を確保するため配慮すべき事項を定めた法律です。

2) 特例区域とは

空洞化が進む中心市街地の活性化を目的として、新規出店や店舗拡張などに伴う手続きを省略することによって、中心市街地への大型店の出店を促進するため、県が指定する区域のことです。

（高岡市では、「中心市街地活性化基本計画」が平成19年11月30日に国から認定されており、中心市街地の活性化に取り組んでいます。）

特例区域案（高岡市の要請内容）

次の街区（右図参照）を特例区域として指定するよう、高岡市から県に対して要請されています。

- ・高岡サティ跡地



（お問い合わせ先）富山県商工労働部 商業まちづくり課 商業活性化係
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 電話 076-444-3253（直通）